

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（ 審 議 案 件 ）

令 和 3 年 6 月 14 日 提 出

案 件 担 当 部 課 等	市民部市民サービス課
案 件 名 称	三浦市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の基本方針について
部 門 経 営 会 議 審 議 し た 日	—
資 料 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審 議 依 頼 事 項</p> <p>三浦市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現 状 と 課 題</p> <p>令和 2 年 7 月 7 日、総務省から「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（総行行第 169 号・総行経第 35 号）」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止、業務効率化、行政サービスの効率的・効果的な提供を目的として、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しに取り組むよう、地方公共団体に対して通知された。この通知を受け、本市においても押印等の見直しの基準を定める等、全庁的な見直しに取り組んでいる。</p> <p>国の押印見直しにより行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が改正され、一般的な不服申立てに係る書類等における押印が一部不要とされたことを踏まえ、不服申立ての一類型である固定資産評価審査制度においても同様の措置を講ずることとして、関係する手続を定めている本条例の一部について必要な規定の整備を行う必要がある。</p>	
<p>案 件 担 当 部 課 等 の 見 解</p> <p>条例において求められる押印のうち、実印ではなく認印で足りるとされているものは、審査申出人等の本人確認や審査申出書等の真正性の担保の意義に乏しいと考えられることから、不要としても支障は生じないと考える。</p> <p>また、署名は、行政不服審査法、行政不服審査法施行令及び三浦市行政不服審査法施行条例において署名をさせる規定は存続しないことから、固定資産評価審査委員会の手続において署名を必要とする特段の理由はなく、署名を不要としても支障は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから別紙基本方針のとおり所要の改正を行い、令和 3 年第 2 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p>	

総合計画及び予算との関係

第4次総合計画

大綱4 計画の推進に向けて

目標3 機動力ある市役所づくり

施策1 業務の効率化

備考 説明員 新倉市民サービス課長

一瀬市民サービス課市民相談GL